

厚生常任委員会

令和6年11月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 眞理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住民生活部次長	北 典子
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	明石 将樹
子育て支援課長	佐谷 容子	同 課 長 補 佐	上山 泰史
国保医療課長	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	細川 友希
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	土谷 純
住 民 課 長	峯川 敏明		

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 齋藤委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、齋藤委員、井上委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

おはようございます。

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、年末ごみ収集についてご報告をさせていただきます。

本年度も、12月29日（日）及び30日（月）におきまして、町内全域を対象に年末ごみ収集を実施いたします。

実施内容でございますが、12月29日は、町内全域を対象にその他プラスチック類を、12月30日は、町内全域を対象に可燃ごみ及び生ごみの分別収集を実施いたします。

本事業につきましては、過去2年、大きな混乱もなく無事終了しておりますが、今年度も実施にあたりまして、周知徹底に努めることとしており、住民への現在の周知状況と、今後の周知予定につきましてご報告をさせていただきます。

まず、町広報紙への掲載といたしましては、11月1日号に掲載をし、すでに各戸へ配布されたところがございます。また、町ホームページへの掲載、ごみ分別アプリ、公式ラインアプリへの掲載を行いますとともに、衛生処理場へのごみ持ち込み来場者に対しまして、周知チラシを配布しているところがございます。

今後の予定といたしましては、11月下旬に自治会回覧を行いますとともに、12月に入りましたら、再周知のため、町ホームページ、ごみ分別アプリ、公式ラインアプリに再掲載を行いますとともに、町広報紙12月1日号及び12月号お知らせ版への記事掲載、また、12月中旬より、衛生処理場周辺道路に、持ち込み事業廃止の旨の案内看板を設置して参りたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和7年度保育所保育料(案)についてです。この報告は令和6年第4回定例会提出予定案件に関連する報告事項のため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

それでは、(1) 令和7年度保育所保育料(案)について、理事者の報告を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支

おはようございます。

援課長

それでは、各課報告事項(1) 令和7年度保育所保育料(案)についてご報

告させていただきます。

資料1の表面をご覧ください。本年度の保育料徴収金額表です。

この表は、左側が、世帯の階層区分で、中央の部分が国が示す徴収基準額、右側が町の徴収金額、いわゆる保育料の額を記載しております。

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3歳から5歳児の保育料は無料となっておりますので、この徴収金額表には、3歳未満児の保育料のみを記載しております。

また、令和2年度から、子育て応援宣言の町として、3歳未満児についてもさらなる経済的負担の軽減を図り、子育て世帯を社会全体で応援するため、これまで国基準の約85%で設定しておりました保育料を、全ての階層におきまして、国基準の80%で設定しております。

さらに、表の下に【特記事項】として、記載しておりますが、同時在園の3歳未満第2子の保育料を、国の基準は2分の1ですが、斑鳩町では、平成27年度から4分の1に軽減しておるところです。

資料の裏面をご覧ください。令和7年度の保育料徴収金額表（案）でございます。令和7年度の保育料につきましても、引き続き、全ての階層において、令和6年度公定価格による国の徴収基準額の80%で設定してまいりたいと考えております。令和6年度保育料と比較しますと、一番下の第8階層のみ、国の徴収基準額が、保育標準時間認定で4,510円、保育短時間認定で4,370円の増額となりますので、町の徴収金額は標準時間認定で月額3,600円、保育短時間認定で3,500円の増額となる予定です。

また、表の下に【特記事項】として、記載しておりますが、同時在園の3歳未満第2子の保育料を、これまでの4分の1に軽減から、さらに拡充し、同時在園の3歳未満第2子の保育料を無償としてまいりたいと考えております。多子世帯の保育料軽減をさらに拡充することにより、子育て応援のまちづくりをよい一層、進めてまいりたいと考えております。

なお、この内容につきましては、12月町議会定例会におきまして、令和7年度保育料改定に関する条例改正の議案の上程を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、令和7年度保育所保育料（案）についての説明とさせていただきます

す。

委員長

次に、（２）パートナーシップ制度自治体間連携について、理事者の報告を求めます。 峯川住民課長。

住民課長

それでは、各課報告事項（２）パートナーシップ制度自治体間連携についてご報告させていただきます。

令和５年４月から開始しております、斑鳩町パートナーシップ宣誓制度につきまして、他の自治体と連携を図ることにより、連携する自治体でパートナーシップ制度の証明等を受けている人の、自治体間における住所の異動に伴う手続きの簡素化・負担軽減等を図るものでございます。

斑鳩町では、町民一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重しあえる社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を、令和５年４月１日から開始しており、同年２月の本委員会においても、ご報告をさせていただいているところでございます。

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係にあることを宣誓し、町が証明する制度でございます。パートナーシップ宣誓制度は、全国的にも多数の自治体で実施されているところでございますが、今般、本制度におきまして、他の自治体と連携を図ることとし、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入いたしましたので、その概要等をご報告させていただきます。

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークは、令和６年４月１日に設立され、本ネットワークに加入している構成自治体、いわゆる連携自治体において、パートナーシップ制度の証明を受けている者の自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図ることを目的としております。

具体的な連携の内容としましては、本ネットワークに加入している連携自治体において、パートナーシップ制度の証明を受けている人が、斑鳩町に転入・住所を移した後も、引き続き、パートナーシップの関係を継続し、本町の証明を受けようとする場合、継続申告書等の提出など、簡易な手続きにより、本町

の証明書の交付を受けることが可能となるものでございます。このことによりまして、当事者による手続きの簡素化・負担軽減、町・連携自治体の事務簡素化、効率化を図るものでございます。

本ネットワークは、先ほど申しあげましたように、令和6年4月1日に設立され、大阪府が幹事長として、加入を促進されており、令和6年4月1日にパートナーシップ宣誓制度を開始されました奈良県を通じまして、本制度を実施している県内自治体、斑鳩町へも通知、依頼があり、協議・調整を進める中で、今般、11月1日に、奈良県、及び県内5市町とともに、本ネットワークに加入をしたところでございます。なお、11月1日現在、全国169自治体が本ネットワークに加入しており、パートナーシップ制度自治体間連携の促進が図られているところでございます。

本町としましては、今後も、引き続き、パートナーシップ宣誓制度の円滑な実施、住民への周知啓発に努め、性の多様性を認め合う、人権尊重のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、パートナーシップ制度自治体間連携についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 全国で169自治体という説明やったけど、県内やったら何自治体ぐらいやねんやろ。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 うち、奈良県内では、7自治体が加入しておりまして、奈良県をはじめとしまして、その他、斑鳩町の他では、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、川西町でネットワークに加入されております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
東浦環境対策課長。

環境対策 環境対策課のほうから、公用車の事故が発生いたしましたので、その概要を
課長 ご報告をさせていただきます。

去る11月15日、金曜日、午前10時頃、一般廃棄物処理のため、最終処分場へ向かう際、斑鳩町大字法隆寺地内 町道157号線 毛無池北約200m地点におきまして、町道左側路肩に軽四自動車が停止していたため、その軽四自動車を避け迂回し北上しようとした際、山側より別の車両が南下してきたため、左側に町公用車を寄せた際、軽四自動車右のミラーと町公用車でありますダンプ車の左後方ボディ部と接触するという事故が発生をいたしました。

当該軽四自動車には、誰も乗車をされておられず、町職員にも怪我等はございませんでした。軽四自動車駐車場所の北側にはカーブがあり、山側から降りてくる車両の確認のため設置をされているカーブミラーの見誤りが、事故の要因であるものと考えております。周囲確認を怠ることは、ひとつ間違えれば大きな事故につながるところで、職員には改めまして、運転中には細心の注意を払うよう指導したところでございます。

なお、現在、被害者とは損壊したミラーにつきまして、協議をさせていただいており、示談の時期によりましては、損害賠償の額の決定及び一般会計補正予算につきまして、専決処分をさせていただく場合がございますので、予め、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、環境対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受け
します。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時16分 閉会)